

「特別の教育課程」の実施と、 「外国人児童生徒支援会議」の可能性

国際学部特任准教授 若林 秀樹

小中学校での「外国人児童生徒等に対する日本語指導」を、正規教育課程として位置づける「特別の教育課程」が平成26年度から実施されるという情報は、これまでも折に触れてお伝えしました。これについて、文部科学省は1月14日付けで省令および告示を正式に公布し、いよいよ実施が秒読み段階となりました（文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm）。

一方、このような大改革にも関わらず、教育委員会や学校現場に具体的な動きは見られません。「4月から本当に実施できるのだろうか」と、不安になってしまうのも事実です。発表内容には、学校長責任で子どもの日本語能力を判定することや、指導計画作成や評価の仕方に関することまで、様々な要件が明記されています。実施には相当の準備が必要なこと、効果が表れるまでには一定の年数がかかるであろうことが想像できます。

HANDSnext 読者の中には、未だ「外国人児童生徒に対する日本語指導は、在籍の多い一部の学校での課題」と考えている方がいらっしゃるかも知れません。しかし、今回の「特別の教育課程」は、厳密に言えば「日本語指導を必要とする児童生徒が一人でも在籍していたら実施する」ことを示しています。「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」（平成24年5月1日現在、文部科学省）によれば、栃木県内120の公立小中学校に、計557人の日本語指導が必要な児童生徒が在籍しています。この数字をそのまま「特別の教育課程」の導入が必要な学校と考えれば、学校現場への周知と教員研修計画等を急いで進めるべきだと考えます。

宇都宮大学 HANDS プロジェクトは、県内40小中学校の「外国人児童生徒教育拠点校」における担当教員をメンバーとする「外国人児童生徒支援会議」を運営しています。実際の支援に関わるスキルの共有や情報交換など、年3回これまで計11回の会議の他、実践内容や意識に関するアンケート調査を実施してきました。それらの成果は、教員向け手引き書『教員必携、外国につながる子どもの教育』全3刊の内容に反映されました。これは、ネットワークを通して結びついた担当教員の思いが形になったものと言え、その活用の輪が県外にも広がっています。

前述の「特別の教育課程」の効果的な導入については、先ず拠点校40校がどのように取り組むかがポイントになると私は考えています。そのためには、これまで各校に一任されていた日本語指導や適応指導の内容を、根本的に再検証する必要があります。また、校内での外国人児童生徒教育の在り方についても、原点に帰っての議論が必要となるでしょう。新制度がもたらす多くの課題を乗り越えるためには、共通の課題意識を育み築きあげたネットワークの力を活用することが有効であり、それが「外国人児童生徒支援会議」ではないかと考えるのです。そして一日でも早く、その成果を80校以上ある「非拠点校」（日本語指導が必要な児童生徒がいるが日本語指導教室は無い）と共有し、新制度のスタートを支えなければならぬと思っています。外国人児童生徒教育という未開の分野で苦闘する教員による「ヤル気集団」が、新しい教育の扉を開けてゆく。このような流れが栃木から発信できれば、どんなに素晴らしいことだろうと思っています。